平成２８年（フ）第３０６３号
東京都葛飾区高砂４丁目１―36―303
債務者　戸田　　実
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０６６号
東京都品川区勝島１―９―11　社会福祉法人有隣協会浜川荘、住民票上の住所東京都大田区田園調布本町41―４　山田アパート２号
債務者　作田　裕一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０６９号
東京都江戸川区西瑞江３丁目37―53―101
債務者　星　　純（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０７０号
東京都葛飾区立石５丁目８―10―102
債務者　羽鳥　未来
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０７１号
東京都練馬区練馬１丁目33―６―301
債務者　野口　香織
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０７２号
東京都江東区北砂４丁目29―19―201
債務者　杉田　秀男
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０７７号
東京都台東区日本堤２丁目27―３　ホテル寿楽
債務者　江口　規夫
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０８６号
東京都練馬区東大泉２丁目５―11―103
債務者　岩瀬　照子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３１号
横浜市青葉区奈良３丁目８番地23　ベルデュールＡ―201
債務者　近藤　慎一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３２号
横浜市青葉区奈良３丁目８番地23　ベルデュールＡ―201
債務者　近藤　七重
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３６号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1565番地　コーポパルボナールＤ201
債務者　杉本　泰一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４３号
横浜市緑区東本郷６丁目５番４―507号
債務者　志村さち子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４９号
神奈川県藤沢市亀井野920番地の４　ひかりハイツ103
債務者　白土　寛一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５３号
横浜市神奈川区六角橋２丁目９番３号
債務者　松岡　泰智
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４号
栃木県真岡市亀山３丁目５番地６
債務者　薄根　里始
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係